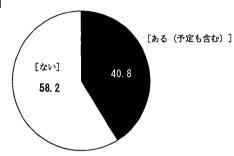
### 1-2-3. 消費税率引上げの影響等

消費税率引上げ前に「前倒しで支出した(予定も含む)」との回答は約4割と なった。前倒しで支出した、または今後支出する予定の商品・サービスは、「家 電」との回答が最も多く、次いで「日用品」、「自動車」が多かった。

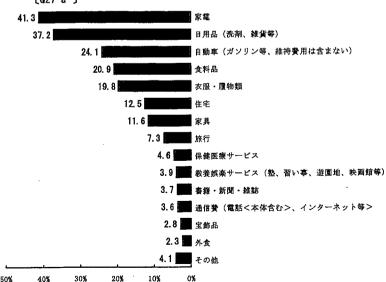
消費税率引上げの当面の支出への影響を聞いたところ、「支出を控える」、「支 出をやや控える」との回答の合計が約7割となり、「特に影響はない」との回答 が約1割となった。

(図表 1 1) 消費税率引上げ前に、前倒しで支出したもの(予定も含む)の有無 (Q27\*\*)

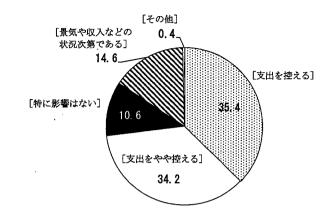


#### \*\* 今回特別に実施。

(図表12) 消費税率引上げ前に、前倒しで支出した(する) 商品・サービス [Q27-a\*\*]



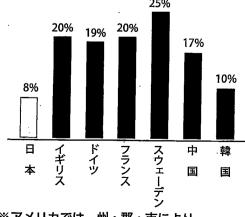
(図表13) 消費税率引上げの当面の支出への影響 [Q28\*\*]





# 4月から **8**%

消費税率の国際比較



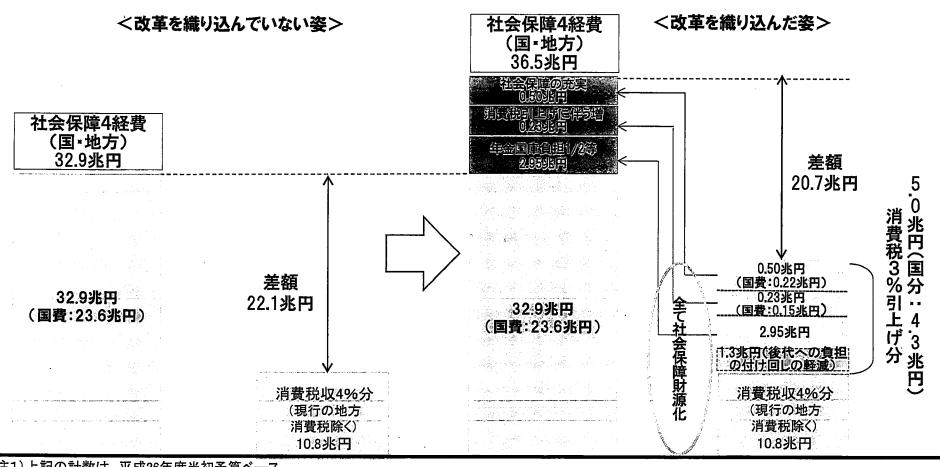
※アメリカでは、州・郡・市により 小売売上税が課されています。

# あなたの医療・ 年金・介護・ 子育で負担を 消費税のご負担を お願いします。

今回の消費税率引き上げ分は全て 医療・年金などにあてられます。

### 「社会保障・税一体改革」による社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税収を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 26 年度の消費税増収分5.0 兆円(国・地方)について、次のとおり、すべて社会保障の充実・安定化に向ける。①まず、基礎年金国庫負担割合2分の 1の引上げに2.95 兆円程度を充てる。②その上で、社会保障の充実(公費:0.50 兆円、国費0.22 兆円)及び消費税率引上げに伴う社会保障4経費の 増への対応(公費0.23 兆円、国費0.15 兆円)に向ける。(残余(約1.3兆円)は後代への負担の付け回しの軽減に向けられる。)
- 〇 今般の消費税率の引上げにより、社会保障4経費と消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)の差額は22.1兆円から20.7兆円に縮小することになる。



(注4)引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税 法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

資料:財務省

<sup>(</sup>注2)社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に 係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

## 平成 16 年度税制改正要綱(抜粋)

自由民主党 2003年12月17日

- 1 平成 16 年度税制改正において**年金課税の適正化**を行う。<u>この改正により</u> 確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割 合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる**恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止**とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、<u>平成17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。</u>
- 3 国と地方のいわゆる三位一体の改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目処に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する 費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観 点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。
- (注) 下線は、佐々木憲昭事務所による。